

行政改革の取組方針（令和4～7年度） 評価調書（令和4年度実績）

令和5年9月

取組内容一覧

改革の柱	取組項目	取組名	評価結果	所管課	ハートズ番号	
		取組内容				
I 県民の利便性の向上と効果的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1)DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化				
		①押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	A	行政経営課	1	
		②県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	A	税務課	2	
		(2)手数料等や県税における多様な支払方法の導入				
		①各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	C	会計課	3	
		②納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	A	税務課	4	
	2 効果的・効率的な業務の遂行	1 県民の利便性の向上	(3)公共施設におけるサービス改善の推進			
			①指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	A	行政経営課	5
		②指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	A	行政経営課	6	
		2 効果的・効率的な業務の遂行	(1)業務改善の推進			
			①事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	B	行政経営課	7
			②事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	C	行政経営課	8
			(2)多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備			
			①職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	B	人事課	9
②多様な人材が活躍できる職場づくり	B		人事課	10		
2 効果的・効率的な業務の遂行	(3)県・市町村間の協働の推進					
	①秋田県・市町村協働政策会議等の運営	A	市町村課	11		
②生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	A	下水道マネジメント推進課	12			

取組内容一覧

改革の柱	取組項目	取組名	評価結果	所管課	ハーツ番号
		取組内容			
Ⅱ 官民対話の更なる促進	1 官民による双方向対話の促進	(1)幅広い世代に伝わる広報の推進			
		①広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	A	広報広聴課	13
		②利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	B	広報広聴課	14
		(2)県民や民間団体等との対話の促進			
		①施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	A	行政経営課	15
		②審議会等委員への多様な人材の登用	B	行政経営課	16
	2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	(1)公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成			
		①公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	A	行政経営課	17
		②施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	A	行政経営課	18
		(2)新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進			
①優先的検討方針に基づくPPP/PFI手法の導入検討の着実な実施		A	行政経営課	19	
②新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討		A	スポーツ振興課	20	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
1 県民の利便性の向上	
取組名	
(1) DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化	
取組内容	
① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	
ねらい	
◇ 行政手続のデジタル化を念頭に、引き続き押印・書面・対面を求める手続の見直しを推進し、県民の利便性の向上を図る。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 書面・対面による手続の見直し割合 (見直し手続数/法令等による存続を除く手続数) ⇒R7：書面・対面ともに100%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 法令等により規制を存続することとしているものを除く全ての手続の規制を見直すことを目標とする。 ※法令等による存続を除く手続数：書面 2,452件、対面 79件	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 押印・書面・対面を求める手続について、国の方針や他県の状況等も参考にしながら、見直しの効果が高いものから優先的に取り組む。 ◇ 添付書類の多さや大判図面の添付が必要などの理由で見直しが進まない手続を洗い出した上で、所管課と協議し、手続の簡素化を検討する。	
【令和4年度の取組】	
◇ <手続所管課>申請・審査方法の見直しを随時実施 ◇ <総務課>半年毎に見直し状況の全庁調査及びヒアリングを実施し、進捗状況を把握	

取組の実施状況						
◇ 令和3年度に引き続き、手続所管課において申請・審査方法の見直しを随時実施したほか、総務課（現：行政経営課）においては各手続の見直し状況を定期的に調査し、全庁の進捗を把握した。						
◇ また、令和4年度は、見直しを実施していない手続のうち、処理件数が多い手続など見直し効果が高いと思われるものから順に、延べ30課、45法令等に基づく手続についてヒアリングを実施した。ヒアリングでは、手続所管課から見直しに向けた進捗状況や課題、今後の対応方針について具体的な内容を確認するとともに、直接意見を交わし疑問を解くことで、見直しを前向きに検討するとした課が一定数あった。						
◇ さらに、ヒアリングがきっかけで電子申請・届出サービスの利用を開始した手続があるなど、結果として、書面・対面による手続の見直し割合は取組方針策定時からそれぞれ10.8ポイント、12.6ポイント上昇した。						
実績値						
書面・対面による手続の見直し割合(見直し手続数/法令等による存続を除く手続数)(%)						
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標
書面	59.6	70.4				100
対面	54.5	67.1				100

評価結果	評価理由
A	◇ 令和4年度からヒアリングを実施し、その成果が見直し割合に現れていることに加え、最終目標の達成に向けて十分な進展があったと判断し、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 法令等に基づく手続は国のガイドライン等が示されていないことなどから、県独自の手続と比較して見直し時期が未定となっている手続が多く残っている。国では「規制改革実施計画」に基づき可能な限り見直しの前倒しを図ることとしていることから、引き続き国の動向を注視しながら取組を進めていく。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：税務課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
1 県民の利便性の向上	
取組名	
(1) DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化	
取組内容	
② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	
ねらい	
◇ 県税に係る納税証明書の添付省略等により行政手続のワンストップ化を図り、県民の利便性の向上を図る。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く） ⇒R7：50%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 目標値設定時点で県の事務等のうち納税証明書を求めている10事務から、法律の義務づけや権限移譲済みのものを除くと7事務。このうち50%以上（4事務）の添付省略等を目指す。	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 県に対する許認可や各種入札参加資格申請の際に県税に係る納税証明書の提出を義務づけているものについて、その必要性を改めて検証するとともに、必要性が認められないものについては廃止するほか、事業部門と県税事務所の間で新たな仕組みを構築し、事業部門での手続をワンストップ化する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 県の事務における納税証明書添付事務の抽出（根拠、理由、件数）とその必要性の検証	

取組の実施状況						
◇ 納税証明書の提出を求めている事務を改めて整理したところ次の10事務となり、それぞれに対する添付の必要性等について検証した結果、目標の4事務について添付廃止の目処が立った。 また、令和5年度以降に取り組みべき課題と推進方針の整理を行った。						
【対象事務】						
①建設工事入札参加資格審査						
②建設コンサルタント業務等入札参加資格審査						
③工事等の落札後の契約						
④建設業許可申請（法定事項）						
⑤建設業の変更届（法定事項）						
⑥情報システム開発等の業務に係る競争入札参加資格審査						
⑦物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格審査						
⑧庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格審査						
⑨維持管理等の落札後の契約						
⑩小規模修繕契約希望者登録						
実績値	納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）（%）					
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標
	—	0				50

評価結果	評価理由
A	◇ 事務を所管する所属へのヒアリングにより、納税証明書の添付を廃止できそうな事務が選別でき、納税証明書の添付に代わる新たな手法の検討が必要等、実現に向けた課題も浮き彫りにすることができたことからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 納税証明書の添付に代わる手段としてエクセルデータによる照会回答を検討したところ、件数が多い一部の事務においてはリスト化が困難である等の課題があるため、対応可能な事務から順次添付を廃止し、対応が難しい事務についても引き続き対応方法の検討を重ねる。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：会計課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
1 県民の利便性の向上	
取組名	
(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入	
取組内容	
① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	
ねらい	
◇ 県民の各種申請手続における手数料等の納付方法について、証紙・現金のみならずキャッシュレスにも対応することで、選択肢を広げ利便性向上につなげる。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合 ⇒R7：100%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 各種使用料及び手数料数とした。 ※使用料及び手数料の科目数：200科目	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 各種申請手続における手数料等について、県民が電子申請・届出サービスや窓口で、キャッシュレス納付できる仕組みを整備するとともに、証紙制度のあり方についても検討していく。	
【令和4年度の取組】	
◇ 電子申請・届出サービスに電子納付機能を追加し、電子納付を可能とする。 ◇ 窓口でのキャッシュレス決済対応機器等を整備する。	

取組の実施状況						
◇ 使用料及び手数料について現金取扱の6公所において、現地調査を実施した。						
◇ 「電子申請・届出サービス」では令和4年10月21日から、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」では令和5年1月10日から、次の手続きについて電子納付が利用可能となった。 <ul style="list-style-type: none"> ・肥料登録手数料 ・農産物登録検査機関登録等手数料 ・火薬類関係手数料 ・建設業許可手数料 ・経営事項審査手数料 						
◇ 電子申請・届出サービスの利用拡大に向けて、総務課（現：行政経営課）、デジタル政策推進課、会計課の3課合同でヒアリングを実施した。						
◇ 窓口キャッシュレス機器導入については、導入コスト等から「電子申請・届出サービス」による電子納付を優先し、令和4年度の導入は見送り、令和5年度に利用者の多い施設に導入することとした。						
実績値	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合（％）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	1.5	4				100

評価結果	評価理由
C	◇ 導入コスト等から窓口キャッシュレス機器の導入を見送ったことに加え、「電子申請・届出サービス」等による電子納付可能手続きは5科目の増加にとどまったことからC評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 電子申請・届出サービス（電子納付）促進のための行政経営課及びデジタル政策推進課と合同による庁内ヒアリングの実施及び対応策等の検討	
◇ 利用者の少ない施設へのキャッシュレス導入のためのニーズ調査を実施し、低コストな機器導入を検討	
◇ 指定管理施設へのキャッシュレス導入のための調査、検討	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課： 税務課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
1 県民の利便性の向上	
取組名	
(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入	
取組内容	
② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	
ねらい	
◇ 窓口での支払いを不要とする納付方法の拡大により、納税者の利便性の向上を図る。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 新たなキャッシュレス手法による納付件数 ⇒ R7：5,900件（自動車税、個人事業税、不動産取得税）	
【目標値の設定根拠】	
◇ 自動車税のR2,3のモバクレ等の実績（平均：3,810件→基準：4,000件）をR4の新たな納付方法の基準とし、毎年500件ずつの伸びを想定する。また、他の2税目は、納期内納付の2%を見込む。 ※モバクレとは…スマートフォンのモバイルレジアプリを利用したクレジットカード払いのこと。	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ これまでの口座振替やクレジット納付等に加え、自動車税種別割の電子マネー決済（paypay等）による納付を開始するとともに、次期県税システムの導入（令和7年1月稼働予定）に合わせて、キャッシュレス納付対象税目（個人事業税・不動産取得税）を拡大する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 自動車税の電子マネー収納を導入 ◇ 次期県税システム（クラウドサービス）の構築	

取組の実施状況							
◇ 令和4年度からスマートフォンによるキャッシュレス納付（PayPay、d払い等）を導入して初年度から1万件を超える実績を上げたほか、全国共通の収納システムの導入を検討し、令和5年度に向けて納税者の利便性と県及び金融機関の収納事務の効率化を図った。 なお、スマートフォンによるキャッシュレス納付の導入に当たっては、スマートフォン決済アプリでも納付できる旨を納税通知書の封筒や同封するチラシに印刷したほか、美の国あきたネット等広報媒体でも周知を行った。							
実績値	新たなキャッシュレス手法による納付件数						
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標	
	—	15,707				19,400	

評価結果	評価理由
A	◇ スマートフォン納付の導入により初年度から当初の目標を大きく上回ったため、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 当初の目標であった5,900件を上回ったため目標を見直し、今後も納税者の利便性に配慮した納付方法及び周知について検討を重ねる。	
※目標値の設定根拠（見直し後） 自動車税のR4モバイルレジ収納の実績（実績：4,033件→基準：4,000件）及びペイ収納の実績（実績：11,674件→基準：11,600件）をR5の新たな納付方法の基準とし、毎年500件ずつの伸びを想定する。また、他の2税目は、納期内納付の4%を見込む。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
1 県民の利便性の向上	
取組名	
(3) 公共施設におけるサービス改善の推進	
取組内容	
① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	
ねらい	
◇ 指定管理者が安定的に施設運営を行い民間のノウハウを發揮しやすい環境を整えるとともに、外部のモニタリングにより業務の改善を促すことで、指定管理者制度導入施設における住民サービスの質をより一層高める。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計） ⇒R7：9施設	
【目標値の設定根拠】	
◇ 令和5年度から外部によるモニタリングを実施予定。現地視察等により効果的なモニタリングを実施するため、年3施設の実施を予定。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 指定管理者が人材確保や融資の面で安定的な施設運営ができるよう各施設における指定管理期間の長期化を検討する。	
◇ 応募者が少数となっている施設について、公募時における要件の見直しを検討する。	
◇ 指定管理者及び県による管理運営状況等に関する評価を実施するとともに、外部によるモニタリングを実施し、その意見を施設運営に反映する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 指定管理期間の長期化の検討、所管課において応募少数施設における公募要件の検討	
◇ 外部によるモニタリング実施方法の検討	

取組の実施状況						
◇ 【指定管理期間の長期化・公募要件の見直し】 安定した施設運営に向け、応募者を確保し多様な選択を行えるよう、指定管理者の指定等に関し標準的な事務処理を定める「ガイドライン」を次のとおり改訂した。 ・指定期間：5年を基本→10年以内を一つの目安として施設毎に設定 ・申請者の資格要件：原則、県内に主たる事務所を有する法人等 →県内に事務所等を有する法人又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人等						
◇ 【外部評価の導入検討】 現行の指定管理者による自己評価、県による評価に加え、R5年度から外部有識者委員会を設置し、指定管理者による施設の管理運営状況の評価のほか、県の施策達成に向けた施設運営について提言を頂くこととした（R5当初予算措置済み）。 検討過程において、1年当たりの外部評価施設対象を約20施設とし、3年で全施設を1巡する形にしたことから、目標を9施設から65施設とすることとする。						
実績値	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	-	0				65

評価結果	評価理由
A	◇ 取組の初年度において、全庁的なルールである「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を改訂し、指定管理期間長期化、公募要件緩和を可能とするとともに、R5から外部有識者委員会を設置、評価のスキームを決定したことからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 安定した施設運営及び民間ノウハウ發揮のため、期間更新時において各施設の特性に応じた指定管理期間等の検討を行う必要があることから、単年度の維持管理・運営費が1億円以上の施設については、施設所管課の検討に加え、公民連携手法導入推進委員会において全庁的な検討を行う。	
◇ 施設設置時と比べ社会状況等が変化しており、将来的に施設のあり方について検討が必要となる可能性があることから、外部有識者会議の評価・提言を施設運営の改善に加え、今後の施設のあり方の検討に活用していく。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
1 県民の利便性の向上	
取組名	
(3) 公共施設におけるサービス改善の推進	
取組内容	
② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	
ねらい	
◇ 指定管理施設の更新にあたり民間事業者等の意見を踏まえた検討を行うことにより、施設運営等に民間のノウハウを活用する。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ サウンディングを実施した指定管理施設数（累計） ⇒R7：21施設	
【目標値の設定根拠】	
◇ サウンディング対象施設（単年度維持管理・運営費が1億円以上、21施設）で各1回の実施。	
主な取組	
※必要に応じて見直し	
◇ 年間の維持管理・運営経費が1億円以上の指定管理者制度導入施設について、指定管理期間の中間年に施設運営等に係るサウンディングを実施し、民間事業者等の意見を踏まえ当該施設の運営方法等について検討を行う。	
【令和4年度の取組】	
◇ 指定管理施設の更新に当たり一定規模以上の施設に係るサウンディングをルール化	

取組の実施状況						
◇ 民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前に、「あきた公民連携地域プラットフォーム」を活用してサウンディングを実施することとし、指定管理者の指定等に関し標準的な事務処理を定める「ガイドライン」を改訂した。						
対象施設：原則として、単年度の管理運営経費が1億円以上の施設（非公募施設を除く）						
また、民間事業者へのサウンディング参加を促すため、あきた公民連携地域プラットフォームのセミナーにおいてガイドラインの改正内容について説明を行った。						
※あきた公民連携地域プラットフォーム 公民連携の推進を図るため、令和3年度末に県と秋田銀行が共同で設置したもので、セミナーや勉強会の開催等を通じて、PPP/PFIの普及啓発や行政から民間への施設整備等案件の情報提供、サウンディングの実施支援等を行う。						
実績値	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	0	1				21

評価結果	評価理由
A	◇ 指定管理施設におけるサウンディング実施のルール化に当たっては、サウンディング等での意見を参考にしながら所管課において運用手法や公募要件等を検討し、庁内の公民連携手法導入推進委員会において適否を判定することとし、サウンディングの内容がその後の検討に活かされる仕組みとしたことから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ サウンディングを着実に実施し、施設運営等に民間のノウハウを活用していくため、令和4年度の庁内実績を横展開しつつ、関係各課に「サウンディング型市場調査実施ガイドライン」の内容を周知し、当該施設の運営方法等についての検討を促す。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(1) 業務改善の推進	
取組内容	
① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	
ねらい	
◇ 事務処理マニュアルの改訂により庁内の業務を可視化することで、行政運営の簡素化・効率化のための業務手法等の見直し（簡素化、デジタル化など）を推進する。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計） ⇒R7：600件（1班1見直し）	
【目標値の設定根拠】	
◇ 業務改善の対象となる知事部局、地域振興局、教育庁の各課室の班の数は593班（R3年度時点）である。全ての班で平均して1班1見直しが図られることを目標とする。	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 各所属で作成している「事務処理マニュアル」の記載項目等について、業務フローが分かりやすく、改善可能な箇所に気づきやすくなるよう、他県の取組事例等を参考に見直しを検討する。	
◇ 各所属において新様式により事務処理マニュアルを作成し、他の所属の職員も閲覧できるよう全庁共有フォルダに保存する。	
◇ 各所属において業務手法の見直し（簡素化、デジタル化など）を進め、総務課はその状況をとりまとめ、定期的に全庁へ情報共有する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 他県の事例等を参考に、事務処理マニュアルの改訂及び今後の取組実行プロセスを検討	

取組の実施状況						
◇ デジタル政策推進課において庁内業務可視化のための業務量調査を実施し、各所属の業務プロセスや業務時間を可視化するとともに、本調査によって選定した11の高負荷業務を対象に、デジタル化による業務改善を推進するためのワークショップを実施した。						
◇ 総務課（現：行政経営課）においては、他自治体の事務処理マニュアルを参考にマニュアルの改訂案を作成したほか、上記ワークショップにおける手法を踏まえて、各所属で業務の進め方・手法の見直しを行う際の手順を整理した。						
◇ また、マニュアルの改訂案や各所属で見直しを行う際の手順、今後の進め方についてワークショップ参加者と意見交換を行い、ワークショップを経験し業務改善の手法を理解した職員から直接意見や指摘をいただくことで、業務の見直し手順等についての改善点の抽出を行った。						
実績値	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計）					
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標
	—	—				600

評価結果	評価理由
B	◇ マニュアルの改訂案や業務の進め方・手法の見直し手順は整理できたものの、ワークショップ参加者からいただいた意見や指摘の内容から改善の余地があると判断し、B評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 全庁で活用されている事務処理マニュアルを改訂することから、各所属の負担を考慮しつつ、いかに効果的な取組にするかが課題であるにとらえている。実効性のある取組になるよう、見直し件数のみにとらわれることなく、ワークショップ参加者からの意見や指摘を踏まえ、事務処理マニュアルの新様式等のブラッシュアップを図るとともに今後の進め方について柔軟に見直しを行いながら取り組みを進めていく。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進
取組項目
2 効果的・効率的な業務の遂行
取組名
(1) 業務改善の推進
取組内容
② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進
ねらい
◇ 財務会計システムを活用して統制機能の向上を図るための検討を進めるなど、適正な事務の管理・執行を確保するための内部統制の更なる効果的・効率的な運用を目指す。
目標
◇ 重大不備事案の発生件数（毎年度0件を目指す）
【目標値の設定根拠】
◇ 令和2年度に1件の重大な不備（談合事案）が発生したが、今後は0件を目指すことを目標とする。
主な取組 ※必要に応じて見直し
◇ 内部統制のPDCAサイクルに基づく取組の評価、確認シートの改善等を行う。 ◇ 会計課、デジタル政策推進課と適宜連携しながら財務会計システムと内部統制制度との連携に向けた検討を行う。
【令和4年度の取組】
◇ 内部統制のPDCAサイクルによる取組の評価、確認シートの改善等 ◇ 財務会計システムとの連携に向けた検討

取組の実施状況							
◇ 令和3年度の内部統制の取組について評価を行い、報告書を作成後、監査委員の意見を付して9月議会に提出した。							
◇ 令和3年度は重大な不備がなかったが、重大な不備につながりかねない不備があり、取組の強化を図った。							
◇ 8月に朝の会での注意喚起、12月に確認シート改正と幹事メンバーの課長から次長への変更、1～2月に5部局に対して現地確認を行ったほか、内部統制推進幹事会を3回、内部統制推進委員会を6回開催して取組の徹底を図った。							
◇ 財務会計システムとの連携に向けた検討については、第2回内部統制推進委員会会議で内部統制のデジタル化について説明を行ったほか、ワーキンググループを設置し意見照会を行い、デジタル政策推進課に提案を行った。							
実績値	重大不備事案の発生件数 ※（）内は重大不備に該当しない事務ミス等の件数						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	1(3)	0(4)	5(2)				毎年度0件

評価結果	評価理由
C	◇ 令和4年度に取組を強化したにもかかわらず、5件と多くの重大な不備事案が発生した。 ◇ また、内部統制評価部局（行政経営課）による評価において、内部統制は有効に運用されていないと判断されていることから、C評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 令和4年度に発生した重大な不備事案については、原因を特定した上で再発防止策を講じていく。
◇ 重大不備事案を含む事務ミス等について、確認シートの改正、全部局を対象とした現地確認や職場会議を通じた周知啓発を行うことで、実効性のある対策となるよう取り組んでいく。
◇ 財務会計システムとの連携に当たっては、作業者の業務負担面やコスト面に懸念があり、慎重に検討していく。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課： 人事課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備	
取組内容	
① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	
ねらい	
◇ 職員の育成により、組織全体の専門性を向上させることで、県民の多様なニーズに的確に対応していく。	
目標 ※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 成長を実感している職員の割合 ⇒R7：75.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ R3年度における実績が66.3%であることから、組織の4人に3人が実感している75.0%を目標として向上を目指すもの。	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 採用 ・人材獲得競争が激化している技術職員について、人事委員会事務局と連携し、採用活動を強化する。 ・技術職員における職務経験者の採用職種拡大を検討する。	
◇ 人事配置 ・職員の能力や適性、希望を踏まえたキャリア形成を実践し、計画的な専門性の向上に取り組む。	
◇ 研修・自己啓発支援 ・職位や経験年数に応じた知識やスキルを習得できるよう、部局研修等により、専門性の向上に取り組むとともに、主体的に能力の向上、開発に取り組む職員の支援を行う。	
【令和4年度の取組】	
◇ 技術職種における職務経験枠拡大の検討 ◇ 採用活動の強化に向けた取組の検討とその実施 ◇ 部局研修等による専門性の向上	

取組の実施状況							
◇ 職務経験者採用の技術系対象職種を「土木」に加え、「農学（一般）」・「林学」に拡大した。							
◇ 採用活動の強化策として、「若手職員1日密着動画」を公開するとともに、新たにリクレーター制度を創設し、県職員志望者が身近に相談しやすい体制を構築した。							
◇ 職員のキャリア意識の形成や能力開発を後押しするため、「公的資格取得・研修受講補助金」の制度を整備した。							
◇ 民間企業の問題解決手法や知見、自由な発想等を県組織全体で吸収し、職員の成長につなげるため、民間企業人材の受入を拡充した。							
◇ 若手職員が県のさまざまな仕事への理解を深め、キャリアの土台を築くことができるよう、ジョブローテーションを実施する3分野を明確化し、それぞれの職員の経験を踏まえた人事配置を行った。							
◇ R6年度から実施するキャリア選択型人事制度の実施に向け、各分野に対応したキャリアパスのモデルを作成し、職員へ周知した。							
実績値	成長を実感している職員の割合（%）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	66.3	60.5				75.0	

評価結果	評価理由
B	◇ 採用に係る取組は一定の成果をあげているものの、職員育成に係る取組はまだまだ職員が成長の実感を十分に得られるに至っていないと考えられるためB評価とした。 ◇ なお、10～30代の若手職員については、成長を実感している職員が74%と目標値に近似の結果となった。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 意識調査の結果から、職員は、自らの成長に関し、①目標となる人の存在、②自己啓発・学び直しの機会、③OJTを特に重要視することがわかった。	
◇ ①についてはメンター制度など先輩職員によるサポート体制の充実、②については資格取得補助の活用促進や民間企業人材の知見を学ぶ機会の創出、③については定年引上げに伴い今後増加が見込まれる高齢層職員の部下指導への活用等により、職員の成長を後押ししながら組織としてのパフォーマンス向上につながる取組を推進していく。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課： 人事課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備	
取組内容	
② 多様な人材が活躍できる職場づくり	
ねらい	
◇ 職員が働きやすい職場を整備することにより、職員の意欲向上と職場での能力発揮を後押しする。	
目標 ※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合 ⇒R7：75.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ R3年度における実績が65.2%であることから、組織の4人に3人が実感している75.0%を目標として向上を目指すもの。	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 子育て・介護、性別、障害などにかかわらず、職員が自らの能力を存分に発揮できる職場づくりを目指し、次の取組を進める。 ・管理監督職員等を対象に職員の多様性に対する意識付けを図るため、研修を実施する。 ・仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境を実現するため、時間外勤務の縮減や年次休暇の促進等に取り組む。 ・時間の有効活用を通じた職員のワーク・ライフ・バランス充実を図るため、テレワークの拡大を図る。	
【令和4年度の取組】	
◇ 職員の意識調査の実施 ◇ 多様性に関する研修の実施 ◇ 時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進 ◇ テレワーク実証実験の拡大と課題の把握	

取組の実施状況						
◇ 新任本庁課長級職員又は副主幹3年目職員を対象にダイバーシティ研修を実施し、166名が受講した。						
◇ 時間外勤務の縮減と年次休暇の取得促進について、4月、6月及び12月に総務部長通知を発出し所属長を通じ職員への周知徹底を図ったほか、令和4年度新たに設置した人材・組織マネージャーが所属長と連携しながら働きやすい職場づくりを積極的に推進することとした。						
◇ 785名（R3：496名）がテレワーク実証実験に参加し、うち3割を占める子育て世代からはワーク・ライフ・バランスの充実による一定の効果があつたとの声が聞かれた。						
◇ 職員からの意見を受け、時差出勤の使いやすさ向上のため、新たに15分刻み（従来は30分刻み）の勤務時間シフトを整備した。						
◇ 子どもが生まれる予定の職員の早期把握、当該職員及び上司への育休取得の呼びかけなどの取組により、令和4年度の男性職員の育児休業取得率は76.4%となり、前年度比で10%ポイント上昇した。						
実績値	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合（%）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	65.2	71.5				75.0

評価結果	評価理由
B	◇ テレワーク実証実験の拡大や時差出勤の柔軟化などの取組は一定の成果をあげていると考えられる反面、「時間外勤務がないこと」への満足度が低いなど、改善すべき点があるためB評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 意識調査の結果から、職員は、働きやすさ・働きがいに関し、①休暇の取得のしやすさ、②残業がないこと、③業務への興味・関心、知識経験の活用等を特に重要視することがわかった。	
◇ ①・②については人材・組織マネージャーと所属長が連携し事務分担を四半期ごとに見直す取組等を実施することで職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るほか、③については公務では得がたいスキルの養成につながる派遣先の拡充やキャリア選択型人事制度により、職員による主体的な選択を尊重しながらキャリア形成を支援する。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：市町村課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(3) 県・市町村間の協働の推進	
取組内容	
① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	
ねらい	
◇ 人口減少下においても充実した行政サービスを提供できる効率的な行政運営の実現を目指す。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計） ⇒R7：16回	
【目標値の設定根拠】	
◇ 県・市町村協働政策会議及び幹事会の開催回数を目標値とする。	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 「秋田県・市町村協働政策会議」等において、県と市町村が双方向で政策等の提案を行うとともに、対等な立場で議論し、県及び市町村が協働で取り組むべき政策、施策、事業に関する合意形成を進める。	
【令和4年度の取組】	
◇ 幹事会（5月18日、11月15日 開催） ◇ 秋田県・市町村協働政策会議（5月25日、11月22日 開催）	

取組の実施状況						
◇ 幹事会と秋田県・市町村協働政策会議を開催（各2回）し、生活排水処理事業の広域補完組織の設立や地域防災力の向上等について協働・連携して取り組むことに合意した。						
【協働政策会議における合意事項】						
（第1回会議）						
<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用するデジタルツールの拡充（市町村提案） ・林業に従事する担い手の養成及び確保（市町村提案） ・生活排水処理事業を補完する組織の設立（県提案） など 						
（第2回会議）						
<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル達成に向けた県との連携（市町村提案） ・福祉医療制度の見直し（県提案） ・統合型校務支援システムの導入（県提案） など 						
実績値	県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	5	4				16

評価結果	評価理由
A	◇ 幹事会での議論・調整、秋田県・市町村協働政策会議での上記の合意を経て、県と市町村の協働・連携の取組が進展したことから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 県と市町村、市町村間の協働・連携による取組の掘り起こしとともに、新たな行政システムの構築など、取組の更なる充実が課題となっている。 このため、秋田県・市町村協働政策会議等を通じて、協働・連携による取組の掘り起こしを行うとともに、費用対効果や先進事例、市町村ニーズ等を踏まえ、様々な可能性を検討し、より効果的・効率的な取組の実現に結びつける。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：下水道マネジメント推進課

改革の柱	
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(3) 県・市町村間の協働の推進	
取組内容	
② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	
ねらい	
◇ 公共下水道及び農業集落排水施設の流域下水道への接続や汚泥処理の広域化、県・市町村連携による広域補完組織の設立を通じて、生活排水処理事業運営の効率化を図るとともに維持管理費用の軽減を図る。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計） ⇒R7：29処理区	
【目標値の設定根拠】	
◇ 市町村の施設の集約・統合計画により設定	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 公共下水道及び農業集落排水施設を流域下水道へ接続する。 ◇ 県南地区4市2町から発生する下水汚泥を集約し、肥料化する広域汚泥資源化施設を流域下水道横手処理センター内に建設する。 ◇ 技術職員の減少や施設の老朽化が課題となる中、自治体の事務を補完して計画策定支援や事業運営支援を担う新たな官民出資会社（広域補完組織）を設立する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 【公共下水道及び農業集落排水施設の流域下水道への接続】 接続に関する協議及び工事の実施 ◇ 【県南地区広域汚泥資源化事業】 DBO方式による入札手続きの実施 ◇ 【広域補完組織の設立】 県・市町村がスキームについて継続的に協議、有識者意見を聴取	

取組の実施状況							
◇ 県・市町村で構成する「生活排水処理事業連絡協議会」を開催し、広域化・共同化に関する調整を図っており、令和4年度は秋田市公共下水道羽川処理区ほか3処理区で流域下水道への接続が完了した。							
◇ 県南地区広域汚泥資源化施設の整備に関しては、関係市町村との調整を経て公募手続きを進め、令和5年1月に事業者と設計・施工に関する契約を締結した。							
◇ 広域補完組織の設立に向けては、令和5年3月に県と各市町村が地方自治法に基づく連携協約を締結し、パートナーとなる民間事業者の公募を開始している。							
実績値	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	16	20	24				29

評価結果	評価理由
A	◇ 市町村と一体となって取組を進めており、計画どおりに施設の集約化が進んでいることから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 県南地区広域汚泥資源化事業については、地域住民の理解を得ながら事業を進めていくことが肝要であり、事業者と工程等を調整の上、随時進捗等の情報発信に努めていく。	
◇ 広域補完組織については、支援を必要とする市町村のニーズに早急に対応する必要があり、パートナーとなる民間事業者の選定、会社の設立手続きを令和5年中に着実に実施する。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課： 広報広聴課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
1 官民による双方向対話の促進	
取組名	
(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進	
取組内容	
① 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	
ねらい	
◇ デジタル社会に合わせ、ソーシャルメディア等との連携を強化しながら、複数の広報媒体で県政情報を発信すること等により、幅広い世代に伝わる県広報の実施を目指す。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 県民意識調査における「広報活動の現状評価」 ※「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合 ⇒R7：70.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ これまでの調査結果や行財政改革推進委員会の外部評価を基に設定した。	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 紙媒体、電波媒体をそれぞれインターネットと組み合わせて媒体間での連携（メディアミックス）を図り、同一の県政情報をターゲットに応じて異なる手法で発信する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 広報事業の再編（若年層や働く世代に対する情報発信の強化）	

取組の実施状況						
◇ 県の施策を異なる切り口で幅広い世代に行き渡らせるようにするため、従来の紙媒体（広報紙・新聞）及び電波媒体（テレビ・ラジオ）それぞれとインターネット媒体（ソーシャルメディア・ウェブサイト）を組み合わせたメディアミックス事業を次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・新聞広報の記事をわかりやすい表現や目を引く画像で投稿し、SNS広告を実施。 ・テレビ広報番組で取り上げたテーマについて、コント形式の短編動画を制作し、YouTube広告で情報発信。 ・美の国あきたネットのウェブアクセシビリティを高めるため、広報媒体で発信した情報をテキストで掲載。 						
実績値	県民意識調査における「広報活動の現状評価」 ※「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合（％）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	65.1	66.4				70.0

評価結果	評価理由
A	◇ 県民意識調査の結果（割合）が前年度より上昇し、メディアミックス事業の取組は一定の成果をあげていると考えられることから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 県民の情報取得の手段が多様化していることから、引き続き、複数の媒体の連携強化によりターゲットに応じて異なる切り口で情報を発信していく。 若年層はソーシャルメディア等を活用する割合が高い傾向にあることを踏まえ、SNS広告の充実を図るなど、若年層や働く世代に対する情報発信の強化に取り組む。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課： 広報広聴課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
1 官民による双方向対話の促進	
取組名	
(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進	
取組内容	
② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	
ねらい	
◇ インターネットによる効果的な情報発信を行うため、ウェブサイト・SNS等について継続的に検証を行い、改善を図るなど、PDCAを意識した運用を進める。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」 ※「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合 ⇒R7：25.0%	
◇ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数 ⇒R7：127,000アクセス	
【目標値の設定根拠】	
◇ これまでの調査結果や行財政改革推進委員会の外部評価を基に設定した。 ◇ 庁内で取りまとめた結果を基に設定した。	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 県が管理・運営するウェブサイト・SNS等について、外部機関を活用し、利用者の視点から点検・評価を行い、その結果を基に、個別のコンサルティングや情報共有のためのセミナーを行う。	
【令和4年度の取組】	
◇ ウェブサイトの点検・評価、コンサルティング等 ◇ ソーシャルメディアに関する職員研修	

取組の実施状況						
◇ 美の国あきたネット（以下、美の国）やその他の県が管理・運営するウェブサイト（以下、関連サイト）の内容や更新状況について、広報に関する専門機関へ点検・評価を依頼し、県のサイト全体の内容や運用について検証を行った。 また、75ある関連サイトを運営している各課等へ点検・評価結果を示し、指摘事項等への改善を求めるとともに、課題が大きいサイトに対してはコンサルティングの受講など抜本的な改善を促したところ、サイトの統廃合や美の国への移行など、各課題に対応した改善策が図られることを確認した。						
◇ 職員のウェブサイト及びSNS広報に関する情報発信力を高めるため、ウェブサイトの点検・評価結果を踏まえたセミナーを2回、SNS研修を3回実施した。						
実績値	県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」 ※「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合（%）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	22.5	22.3				25.0
	県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
119,250	127,323	115,434				127,000

評価結果	評価理由
B	◇ ウェブサイトの点検・評価結果のフィードバックや研修会等の開催により情報発信力の改善を図ったものの、平均アクセス数の増加には繋がらず、また、県が発信する情報の取得方法でも前年を下回ったことから、B評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ アクセス数の増減は、美の国の新型コロナウイルス感染症情報へのアクセス状況により大幅に変動することが要因となっているが、美の国を除いた関連サイトへの令和4年度のアクセス数は前年度より増加していることから、引き続きコンサルティングやセミナーを実施し、さらなる情報発信の強化を図る。
◇ 美の国の点検・評価で指摘された課題に加え、県民向けにアンケートを実施し、利用者視点を踏まえたサイトの改修を実施する。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
1 官民による双方向対話の促進	
取組名	
(2) 県民や民間団体等との対話の促進	
取組内容	
① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	
ねらい	
◇ 官民で目的を共有し、役割分担しながら、官民一体となって施策・事業を進める。	
目標 ※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 官民対話の実施回数 ⇒R7：160回	
【目標値の設定根拠】	
◇ 本庁全73課室の半数以上となる40課室で四半期毎（年4回）に実施することを目標とする。 ※R3実績：11課室で38回（見込み）	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 関係団体の代表者との定例的な情報交換だけでなく、民間事業者や県民（企業経営者や現場責任者等）と直に「官民対話」を行い、得られた意見を事業や制度等の立案に当たっての参考とする。 ※官民対話：県の事務・事業に関し、民間事業者等との対話の場を設け、意見やニーズ、新たな事業等の提案を把握すること。	
【令和4年度の取組】	
◇ 部局に周知、対話の準備 ◇ 対話の実施 ◇ R5年度以降の事業等への反映 ◇ 庁内での取組例や得られた意見・ニーズの共有	

取組の実施状況						
◇ 知事部局8部において、42のテーマで実施。対話の相手方から新たな視点による施策案の提示や、現場の実情について様々な意見があり、現場のニーズに即した事業の立案や今後の施策展開に向けた検討につながり、一定の成果が得られた。						
<p><事例1> 宿泊業は装置産業であり、不断に設備投資を行うことが収益増につながり、賃金増に結びつく。 ⇒ [9月補正] 宿泊施設生産性向上支援事業 (宿泊サービスの高付加価値化に向けた施設改修等への支援)</p> <p><事例2> 学生や若年層が考える起業は、スタートアップが多く、そこに支援が必要。県出身の株式上場経験者等の協力が欲しい。 ⇒ [R5当初] 秋田スタートアップエコシステム推進事業 (先輩起業家による伴走支援や起業家の交流の場づくり等)</p>						
◇ つながりのある業界団体すべてと対話した部局がある一方、新たに認識された課題に絞ってスモールスタートとした部局もあった。						
実績値	官民対話の実施回数					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	38	53				160

評価結果	評価理由
A	◇ 実績値（官民対話の実施回数）が前年度より増えたことや、具体的に一定の成果が得られたことから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ 部局内、部局間の取組状況に濃淡があることが課題。	
◇ これまで構築してきた対話関係をベースとして、次長・政策監が中心となり、様々なレベルでの対話を進め、質を高めていく。	
◇ 現場の意見を踏まえた施策を展開するという目的を意識し、相手方の状況や社会情勢の変化に合わせた内容で繰り返し対話を行う。	
◇ 朝の会の場を活用して横展開を図るほか、実施状況のチェックと運用改善などを継続的に実施し、対話の手法をブラッシュアップしていく。	

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
1 官民による双方向対話の促進	
取組名	
(2) 県民や民間団体等との対話の促進	
取組内容	
② 審議会等委員への多様な人材の登用	
ねらい	
◇ 政策形成過程への県民の主体的参加による審議の活性化を図るため、審議会等委員に多様な人材を登用する。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 審議会等における公募委員数 ⇒R7：60人	
【目標値の設定根拠】	
◇ R3.4.1時点の公募委員数は41人である（公募委員割合は5.0%）。今後、「公募制を導入しているが公募委員が0人」である41審議会等の半数で公募委員が採用され、公募委員が20人増加することを目指す（20人増加した場合公募委員割合は7.5%）。	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 審議会等委員への女性や若者の登用及び公募委員割合の向上に向け、共同公募の実施時に多様な広報媒体や機会を活用した情報発信を行う。	
◇ 複数審議会等への重複就任を認めるなど公募に係る運用の見直しを検討する。	
◇ 公募委員経験者の声を踏まえ、効果的な情報発信の手法や公募に係る運用の見直しについて検討・改善を図る。	
【令和4年度の取組】	
◇ 4月 審議会等状況調査	
◇ 7月～8月 第1回共同公募	
◇ 1月～2月 第2回共同公募	
◇ 公募委員経験者へのアンケート等を実施	

取組の実施状況							
◇ 情報発信の内容 簡潔で分かり易く、県民の目を惹くよう、募集パンフレットのレイアウト見直しを行うとともに、令和3年度から行っている委員経験者の声のパンフレットへの掲載を継続・内容の充実化を図った。							
◇ パンフレットの配布先を拡大し、令和4年度第1回共同公募から県内のNPO法人にパンフレットをデータを送付することとした。							
◇ 公募に係る運用の見直し (令和4年度第1回共同公募～) 応募者の裾野を広げるため、従来、公務員は一律に応募不可としていたものを市町村職員や国家公務員も応募を可能とするよう取扱いを変更した。 (令和4年度第2回共同公募～) 特定の審議会等に応募が集中し、複数の応募者が選に漏れるケースが散見されたことから興味や意欲のある人材の登用を進めるため、第二希望までの応募を可能とし、選考が可能となるよう選考方法を変更した。							
実績値	審議会等における公募委員数（4月1日時点）						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	目標
	41	39	41				60

評価結果	評価理由
B	◇ 公募委員の登用拡大に向け、共通応募条件や選考方法の見直しを進めたものの、応募者の顕著な増加には繋がらず、公募委員数が41名に留まったことからB評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 募集人数に対する応募者数が少なく、公募を実施している審議会等のうち半数程度で応募者がゼロの状態が続いている。 公募に係る運用の更なる見直しができないか検討するとともに、公募に興味を示していた方への情報提供等、審議会等の状況に応じ所管課において情報発信を行っていく。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取組名	
(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成	
取組内容	
① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	
ねらい	
◇ 公共施設の整備等に民間の資金や経営ノウハウ、アイデア等を活用する多様な公民連携手法の導入促進に向け、県・市町村や県内企業、大学、金融機関等で構成する公民連携地域プラットフォーム（以下「プラットフォーム」といいます。）において、官民連携の意義や県内企業の参入メリット等についての理解促進、意識改革を図る。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ プラットフォーム参加者のPPP/PFIに対する理解の度合い ⇒R7：80.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 令和3年度中のPPP/PFIセミナーにおける参加者の理解度は38.8%であることから、取組の進捗により理解度を80%まで高めていくことを目標とする。	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 先進事例を紹介するセミナーの開催 ◇ PFIの実務に関する実践的なノウハウの習得に向けた勉強会の開催 ◇ 県内企業における課題把握とその解消に向けた検討の実施	
【令和4年度の取組】	
◇ 基礎的な知識や先進事例の情報提供を行うセミナーの開催（2回） ◇ 実務に関する勉強会の開催（2回）	

取組の実施状況						
◇ 令和3年度及び各課のセミナー等におけるアンケート結果等を基に、PPP/PFI推進の課題解決に繋がるようテーマ設定を行った。特に勉強会については、県内民間事業者の意見を踏まえ、対象となる施設を絞り民間側の目線からの内容とした。						
【第1回セミナー】参加者約180名						
・「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年度改定版）」（内閣府）						
・「国際教養大学新学生宿舎整備事業」（国際教養大学等）						
【第2回セミナー】参加者約120名						
・「秋田版PPPのススメ」（榊日本経済研究所）						
・「大湯村の移住・定住施策における住宅整備」（大湯村）						
【第1回勉強会】参加者約110名						
・体育館やアリーナなどスポーツ施設におけるPFIの活用、プロジェクトファイナンスの概要について						
【第2回勉強会】参加者約80名						
・公園における公民連携の推進、Park-PFIの活用、プロジェクトファイナンスの概要について						
実績値	プラットフォーム参加者のPPP/PFIに対する理解の度合い（％）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	38.8	88.8				80.0

評価結果	評価理由
A	◇ 予定どおりセミナー・勉強会を開催し、毎回80名を超える参加があり、アンケートにおいて理解が深まったと回答した割合が各回とも80%を超えていること、また、プラットフォームの会員についても、プラットフォーム設置（令和4年3月7日）からの約1年間で99企業・団体から127企業・団体へと28増加していることからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ アンケート結果から、より深い内容を求める声と基礎的な内容を求める声の混在していること、また、行政側と民間側とで求める情報に違いがあり、全てを一度に網羅することが難しいことから、今後は、より参加者のニーズやフェーズに合わせて対象を絞ったメニューを用意する。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取組名	
(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成	
取組内容	
② 施設整備等の構想段階における官民対話（サウンディング）の実施支援	
ねらい	
◇ 施設整備等の構想段階において県・市町村が実施する官民対話（サウンディング）の実施を支援し、PPP/PFIの可能性について官民双方で考える場を提供するとともに、サウンディングを通じて官民の人的ネットワークの形成を促進する。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度 ⇒R7：80.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 令和4年度からの取組であるが、①の取組（プラットフォームの参加者の理解の度合い）を参考に、同じく80%を目標値とする。	
主な取組 ※必要に応じて見直し	
◇ 県・市町村における検討情報等の集約とプラットフォーム参加団体等への情報提供（プラットフォームWebサイトの運営） ◇ 庁内各課、市町村に対するサウンディングに必要なノウハウの提供 ◇ 県・市町村担当者による公民連携事業行政担当者会議の開催	
【令和4年度の取組】	
◇ 県・市町村における検討情報の集約 ◇ プラットフォームを通じた企業等への情報提供 ◇ サウンディングの実施支援 ◇ 担当者会議の開催等を通じた庁内各課、市町村間でのノウハウ共有	

取組の実施状況						
◇ 庁内各課及び市町村に対してサウンディング実施予定の照会を行い、案件情報を集約、プラットフォーム主催セミナーにおける情報提供のほか、随時、Webサイトへの掲載や会員あてのメールにてサウンディング実施予定等の情報提供を行った。 【セミナーでの案件情報提供】 ・県有施設：7件 ・市町村施設：2件						
◇ R3年度末に策定した「サウンディング型市場調査実施ガイドライン」の内容について、庁内担当者向け説明会を開催し周知するとともに、サウンディングの実施を予定している庁内各課との調整を行い、6件のサウンディング実施につなげた。						
◇ 市町村を対象に担当者会議を開催し、要望のあった公民連携事業推進に向けた基本的な事項についての情報提供を行った。						
実績値	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度（%）					
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標
	—	100.0				80.0

評価結果	評価理由
A	◇ 県及び市町村における案件情報の集約と会員への情報提供や市町村担当者会議の開催によるサウンディングの実施支援を行っており、また、令和4年度のサウンディング参加者の満足度も100%であることからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 県全体としてサウンディングをコンスタントに行うとともに、ポイントを絞った民間事業者との対話の実施（サウンディングの内容の充実）を図ることで参加者の満足度を高めていく必要がある。引き続き担当者会議や個別の問合せ対応等を通じ、庁内各課、市町村間でのノウハウ共有を図っていく。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取組名	
(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進	
取組内容	
① 優先的検討方針に基づくPPP/PFI手法の導入検討の着実な実施	
ねらい	
◇ 県有施設の整備等に当たり、構想の早い段階からPPP/PFI手法の導入検討を進め、施設のサービス向上や地域活性化などの観点から民間ノウハウの活用を推進する。	
目標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計） ⇒ R7：16施設	
【目標値の設定根拠】	
◇ R4年度の実施予定件数4件。以降、継続的なサウンディングの実施により検討手法の定着を図るため年4件と設定（R3は4件実施）。	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 公民連携手法導入優先的検討方針に基づき、一定規模（施設整備費10億円、又は単年度の維持管理運営費が1億円）以上の公共施設を整備する場合には、公民連携プラットフォームの活用等により、PPP/PFI手法の導入を検討する。	
◇ 検討の結果、PPP/PFI手法が適当と判断された場合には、当該手法による整備等を実施する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 対象案件の把握（ロングリスト・ショートリストの更新） ◇ ショートリスト案件に係る検討行程表の作成による進行管理 ◇ サウンディングの実施	

取組の実施状況						
◇ 年度当初、公民連携手法導入検討の対象案件及びおおよそ10年以内に整備等を予定する案件の把握を行った。（ロングリスト・ショートリスト）						
<p>ショートリスト案件について関係各課において作成した検討行程表を基に検討を進め、6施設についてサウンディングを実施した。なお、東京学生寮及び県立中央公園については、ショートリスト案件ではないが、今後の整備等の参考とするためサウンディングを実施した。</p> <p>【サウンディング実施施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千秋学園（3） ・県立中央公園（2） ・横手支援学校（1） ・東京学生寮（12） ・大館警察署（1） ・県立体育館（10） <p>※括弧内は参加事業者</p>						
実績値	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	4	6				16

評価結果	評価理由
A	◇ ショートリスト及び行程表に基づき進行管理を行ったほか、ショートリスト案件ではない案件についても所管課の希望に添ってサウンディングを行い、予定を超える6件のサウンディングを実施したことからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 案件により参加事業者数にバラツキがあり、特定の施設に集中したことから、参加事業者の掘り起こしが課題となっており、今後、プラットフォーム等を活用した情報発信に加え、聞き取りしたいポイントの明確化などにより民間事業者の参加を促す。 また、民間ノウハウの活用を推進するため、リストにない施設についても可能な限りサウンディングを実施するよう関係各課に働きかける。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和4年度実績）

所管課：スポーツ振興課

改革の柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取組項目	
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取組名	
(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進	
取組内容	
② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	
ねらい	
◇ 厳しい財政状況の中で効率的かつ効果的に体育館の整備を進めるため、体育館の整備及び管理運営について、民間の創意工夫等を活用した公民連携手法の導入を検討する。	
目標	
◇ 検討の着実な推進（R5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	
主な取組	※必要に応じて見直し
◇ 整備に関する官民対話を実施する。	
◇ 公民連携手法の導入に関する簡易検討を行う。	
◇ 簡易検討により公民連携手法による実施が適当と認められた場合、導入可能性調査及び詳細検討を実施する。	
◇ 詳細検討により公民連携手法による実施が適当と認められた場合、実施方針の策定、事業者の募集等を実施する。	
【令和4年度の取組】	
◇ 整備に関する官民対話の実施	

取組の実施状況
◇ 新県立体育館の事業スキームや整備スケジュール、公民連携の可能性等について、類似施設の整備運営実績がある民間事業者（10者）とサウンディングを行った。 また、簡易検討を行い、公民連携手法による実施が適当と認められたため、導入可能性調査に着手した。

評価結果	評価理由
A	◇ 官民対話を実施し、さらに、簡易検討を経て、前倒して導入可能性調査に着手していることからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 導入可能性調査の結果を取りまとめた上で詳細検討を実施し、公民連携手法による実施が適当と認められた場合は、実施方針の策定等の手続きに移行する。